

バイオマス資源活用促進事業等実施要領

制定 平成22年4月1日付け21環第267号
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知

第1 目的

この要領は、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1のバイオマス資源活用促進事業の項に掲げる事業（以下「バイオマス資源活用促進事業」という。）、同表の緑と水の環境技術革命プロジェクト事業の項に掲げる事業（以下「緑と水の環境技術革命プロジェクト事業」という。）及び同表の農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業の項に掲げる事業（以下「農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業」という。）について、実施要綱の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

(1) 実施要綱第5の1の事業実施計画は、別記様式1により作成し、承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の中止又は廃止の承認申請については、農山漁村6次産業化対策事業関係補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21総合第2075号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第5の規定に基づく「事業中止（廃止）承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

なお、承認申請に当たっては、以下の書類を添付することとする。

ア 事業の実施に係る費用の見積りが必要な場合は、異なる2者以上が作成した見積書（又はその写し）

イ 事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前事業年度の決算（事業）報告書

ウ 事業実施主体が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前事業年度の決算（事業）報告書

(2) 実施要綱第5の1の事業実施計画の承認は、別記様式2により行うものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

(1) バイオマス資源活用促進事業

実施要綱第5の2の重要な変更は、交付要綱別表1の12の事業の項の経費の欄に掲げる経費に係る同項の重要な変更の欄に掲げる変更とする。

(2) 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業

実施要綱第5の2の重要な変更は、交付要綱別表1の16の事業の項の経

費の欄に掲げる経費に係る同項の重要な変更の欄に掲げる変更とする。

(3) 農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業

実施要綱第5の2の重要な変更は、以下のとおりとする。

ア 事業実施主体の変更

イ 設置施設の変更

ウ 発電電力量の変更

エ 発生電力の用途の変更

オ 補助対象経費の費目ごとに、配分された額を10%以上増減させる変更

カ 交付要綱別表1の19の事業の項の経費の欄に掲げる経費に係る同項の重要な変更の欄に掲げる変更

キ その他事業実施計画について、特に必要と認められる変更

第3 事業実績等の報告

1 事業実績の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、別記様式3により事業実績報告書を作成し、事業完了年度の翌年度の5月末までに、事業承認者（実施要綱第5の1に規定する事業承認者をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

2 事業成果の報告

事業実施主体（農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業を実施したものに限る。）は、実施要綱第7の規定に基づき、事業成果について、事業終了年度の翌年度以降5年間、毎年、別記様式4により事業成果状況報告書を作成し、毎会計年度終了後2月以内に事業承認者に提出するものとする。

第4 事業の評価

事業実施主体（農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業を実施したものに限る。第5及び第6において同じ。）は、実施要綱第8の規定に基づき、別記様式5により事業の評価を行い、事業終了年度の翌年度の5月末日までに、事業承認者に提出するものとする。

第5 事業収益状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第9の1の規定に基づき、事業に係る企業化、特許権等（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権をいう。以下同じ。）の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等、事業を実施することにより発生した収益の状況について、事業実施年度及び事業実施年度の翌年度以降の5年間、毎年、別記様式6により事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後90日以内に事業承認者に提出するものとする。

第6 収益納付

- 1 事業実施主体は、事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により相当の収益を得たと認められる場合には、実施要綱第9の2の規定に基づき、交付された補助金の額を限度として、その収益に相当する金額を、国庫に納付するものとする。
- 2 収益納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度以降5年間とする。
- 3 収益納付の期限は、事業承認者が納付を命じた日から20日以内とする。

第7 その他

1 事業の実施

実施要綱第別表第1のバイオマス資源活用促進事業の項の「1 バイオマス資源利用可能性調査事業」におけるバイオマス資源活用促進協議会は、バイオマス資源活用促進協議会設置規則（別記様式1別添1参照）に基づき設置することとする。

2 事業の着手時期

(1) バイオマス資源活用促進事業

事業の着手（機械・器具等の発注を含む。以下同じ。）は、補助金の交付決定に基づき行うものとする。

(2) 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業

事業の着手は、補助金の交付決定に基づき行うものとする。

(3) 農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業

ア 事業の着手は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合には、あらかじめ事業実施主体はその理由を明記した交付決定前着手届（以下「着手届」という。）を、別記様式第7により作成し、提出するものとする。

イ アのただし書により交付決定前に事業に着手する場合は、事業の内容が的確であり、かつ、補助金の交付が確実である旨の事業承認者からの文書による通知を受けて着手するものとする。なお、交付決定までに生じた損失等は、事業実施主体が負うものとする。

ウ 事業実施主体は、交付決定前に事業に着手した場合には、交付要綱第4に規定する申請書の備考欄に、事業に着手した年月日及び着手届の文書番号を記載するものとする。

3 助成対象等

- (1) 事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業の助成対象としない。
- (2) 交付される補助金の額は、本事業を実施する地域の実情に即した適正な現

地実行価格により算定するものとする。

- (3) 農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業に係る施設整備の規模は、事業目的に合致したものであることとする。

4 知的財産権の帰属等

- (1) 事業実施主体が、本事業の成果により得た特許権等の知的財産権は、以下の条件を確認するための別記様式第8により作成する確認書を事業承認者に提出することによって、事業実施主体に帰属するものとする。

ア 事業実施主体は、知的財産権の出願又は取得後、遅滞なく、知的財産権の出願又は取得の状況について、別記様式第9号により報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。

イ 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾するものとする。

ウ 事業実施主体は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。

- (2) 事業実施主体が本事業の成果により得た特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、事業承認者の承諾を得るものとし、かつ、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約書等において定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式1(第2関係)

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度(バイオマス資源活用促進事業、緑と水の環境技術革命プロジェクト事業、農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業)実施計画の承認(変更、中止、廃止の承認)の申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認(変更、中止、廃止の承認)を申請する。

(注) 1 関係書類として、以下を添付すること。

実施要綱第別表第1のバイオマス資源活用促進事業の項の「1 バイオマス資源利用可能性調査事業」・・・(別添1)
実施要綱第別表第1のバイオマス資源活用促進事業の項の「2 国産バイオ燃料等普及促進事業」・・・(別添2)
実施要綱第別表第1の緑と水の環境技術革命プロジェクト事業の項に掲げる事業・・・(別添3)
実施要綱第別表第1の農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業の項に掲げる事業・・・(別添4)

2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、事業実施計画の承認通知があった事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。

3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止(廃止)の理由」とし、当該箇所に事業を中止又は廃止する理由について記載すること。

別添 1

平成 年度バイオマス資源活用促進事業のうち
バイオマス資源利用可能性調査事業
事業実施計画書

1. 事業内容総括表

事業実施内容概要	
取組概要	取組内容詳細

2. 事業内容詳細

- ・バイオマス資源活用促進協議会の開催（注）

開催時期	参集範囲	開催回数	具体的内容	備考

- ・バイオマス資源利用可能性調査

調査対象	実施時期	取りまとめ時期	具体的調査内容	備考

3. 事業費

※事業経費の配分、積算内訳を明らかにすること。

4. 事業実施予定スケジュール

※事業全体のスケジュールを明らかにすること。

5. 事業の実施体制

※事業に関わる者の全体像及び責任者が把握できるようにすること。

(注) バイオマス資源活用促進協議会は、バイオマス資源活用促進協議会設置規則（別紙）に基づき設置すること。

別紙

{地域名 (※)} バイオマス資源活用促進協議会 設置規則

(設置)

第1条 「平成〇年バイオマス資源活用促進事業のうちバイオマス資源利用可能性調査事業」(以下「バイオマス資源利用可能性調査事業」という。)を活用し、地域のバイオマスの利活用、国産バイオ燃料の製造・利用に関する取組を地方農政局(北海道にあつては農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。)が所管する地域ごとに推進する取組を農林漁業者、消費者、産業界を挙げて実施する機運を盛り上げるため、情報交換と連携の促進を図り、意見を事業に反映させる場として、「{地域名 (※)} バイオマス資源活用促進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(活動事項)

- 第2条 協議会は、当該地域内で実施されるバイオマス資源利用可能性調査事業が効率的・効果的に実施・展開されるため、第2世代バイオ燃料となり得る農林水産物に関する調査や情報交換、地域関係者間の連携などの中心的役割を担うこととする。
- 2 協議会は、地域のバイオマス資源活用促進のため、地域の課題解決や発展に結びつけるための議論や情報交換等を実施することとする。
 - 3 協議会は、「平成〇年バイオマス資源活用促進事業のうち国産バイオ燃料等普及促進事業」(以下「普及促進事業」という。)によって開催される「バイオマス資源活用促進全国会議」(以下「全国会議」という。)に代表者を出席させ、事業の状況等の情報提供を実施することとする。
 - 4 その他前条の目的の達成のために必要な活動を実施することとする。

(組織)

- 第3条 協議会は、民間団体、農業団体、生産者、市民団体、産業界、教育研究機関等でバイオマス利活用に積極的に取り組んでいる法人・個人及び都道府県・市町村担当者を会員とする。
- 2 事業の実施期間の途中からの協議会参加については、これを妨げない。

(任期)

第4条 協議会会員の任期は、平成〇年3月31日までとする。

(座長等)

- 第5条 協議会には、座長及び副座長を置く。
- 2 座長及び副座長は、地方農政局等の推薦の下、会員の互選により定める。
 - 3 座長又は座長に任命された協議会会員は、協議会を代表し、全国会議に出席し、協議会における活動成果を報告するとともに、情報共有に努め、協議会活動を促進するように努める。

(会議)

第6条 協議会の会議は、座長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、地方農政局等の指導の下、地域調査事業の実施者が行う。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、地方農政局等の長の許可の下、別に定める。

{地域名 (※)} 事業実施地域を管轄する地方農政局名(北海道にあつては「北海道」、沖縄県にあつては「沖縄」とする。)

別添2

平成 年度バイオマス資源活用促進事業のうち
 国産バイオ燃料等普及促進事業
 事業実施計画書

1. 事業内容総括表

事業実施内容概要		
事業メニュー	取組概要	取組内容詳細
(1) 意識改革に向けた普及・啓発		
(2) バイオマス利活用コーディネーターの養成		

2. 事業内容詳細

(1) 意識改革に向けた普及・啓発

- ・バイオマス資源活用促進全国会議の開催

開催時期	参集範囲	開催回数	具体的内容	備考

- ・全国を対象としたバイオマス資源活用促進のための普及・啓発活動

実施時期	具体的内容	備考

(2) バイオマス利活用コーディネーターの養成

・委員会の開催

開催時期	参集範囲	開催回数	具体的内容	備考

・テキスト等作成

作成時期	作成部数	具体的内容	備考

・研修会の開催

実施時期	開催地	実施回数	具体的内容	備考

3. 事業費

※事業経費の配分、積算内訳を明らかにすること。

4. 事業実施予定スケジュール

※事業全体のスケジュールを明らかにすること。

5. 事業の実施体制

※事業に関わる者の全体像及び責任者が把握できるようにすること。

別添3

平成 年度緑と水の環境技術革命プロジェクト事業 事業実施計画書

1. 事業内容総括表

事業実施内容概要	
取組概要	取組内容詳細

※具体的な取組内容やその取組が進展することによる効果等を具体的に明らかにすること。

2. 事業費

※事業経費の配分、積算内訳を明らかにすること。

3. 事業実施予定スケジュール

※事業全体のスケジュールを明らかにすること。

4. 事業の実施体制

※事業に関わる者の全体像及び責任者が把握できるようにすること。

5. その他事業承認者が必要とする書類等

※必要に応じて添付すること。

別添 4

農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業

事業実施計画書

1. 補助事業の名称

2. 事業実施者

申請者名称 :

代表者の氏名 :

郵便番号 :

住所 :

担当者連絡先 1

郵便番号 :

住所 :

氏名(フリガナ) :

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

担当者連絡先 2

郵便番号 :

住所 :

氏名(フリガナ) :

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

(注) 申請内容を熟知した担当者を、必ず 2 名以上記載すること。

3. 設備導入事業

(1) 事業の実施場所

・住所 :

・最寄り駅 :

・設置場所、施設の名称 :

・位置図 : (注) 1/25,000 の地形図等を添付し、位置を明記すること。

・設置地点の土地 (又は施設) 所有者 : (注) 自己所有でないときは、利用許可書等添付すること。

・発生電力使用施設概要

・現地写真 : (注) 設置予定場所及びその周辺写真を撮影し添付すること。

(2) 設備及びシステムの概要

・発電システムの出力 :

・発電システムの特徴 :

- ・機器構成図（構成機器と容量等）
 - ・単線結線図
 - ・系統連系方式
 - ・システム仕様、参考図面
 - ・太陽電池モジュール配置図
 - ・太陽電池モジュールの設置状況（方位、傾斜角、日陰の有無）
- （注）補助対象範囲を色分け等により明示すること。

（３）設備設置工事の概要

- ・土木建築工事
 - ・機械器具等製作
 - ・電力会社との協議内容
- （注）電力会社との協議が整っていることを確認できる資料を添付すること。

（４）年間エネルギー発生量と経済性

- ・太陽電池出力 ○○kW
 - ・推定発電電力量 ○○kWh／年
- （注）月ごとの電力量も含めて必ず記載すること。
- ・設備利用率 ○○.○%
- （注）〔年間推定発電量〕／〔〔電池出力〕×〔24時間〕×〔365日〕〕
- ・建設単価 ○○円／kW
 - ・発電単価 ○○.○○円／kWh

※ 発電単価の計算は、次式により行うこと。

$$\text{発電単価} = (\text{設置コスト} \times \text{年経費率} + \text{年間燃料費} + \text{年間運転経費} - \text{廃熱メリット}) / \text{年間発電電力量}$$

<各項目の数値の考え方>

設置コスト：補助対象経費

年経費率：次式により算定する。

年経費率 = $r / (1 - (1 + r)^{-n})$ r ：利子率(4%) n ：運転年数(15年)

年間燃料費：燃料費、補助燃料費、補機電力費、原料費、水道費等

年間運転経費：固定資産税、保険料、メンテ費（定期点検費、運転員人件費、委託費等）

排熱メリット：排熱を利用する設備については、利用される排熱分の熱を既存熱源で賄った場合に必要となる燃料費を、排熱メリットとして計算に加える。

（５）発生電力の利用用途等

- ・利用施設の電力消費量（月毎の消費量及び年間消費量）
- ・利用施設の契約容量
- ・発生電力の用途

（６）実施計画

- ・事業実施予定スケジュール（別紙１）

（７）事業費

- ・事業経費の配分（別紙２）
- ・補助事業に要する経費及びその調達方法（事業全体に要する経費）（別紙３）

(注) 事業全体に要する経費について記載すること。

(8) 事業の実施体制 (別紙4)

(注1) 発注フロー図、契約方式、事業の責任体制等を記載すること。

(注2) 機種選定、業者選定等による契約を予定している場合は、理由書等を添付すること。

(9) 事業効果等

①事業の波及性、効果性

(注1) 事業の内容が地域並びに他の団体等に与える影響を記載すること。

(注2) 事業の波及性、効果性を高めるための補助対象事業者の活動実績及び事業の内容が、地域及び他の団体等に実際にどのような影響を及ぼしたか等については、事業完了後のしかるべき時期に報告を求めることとなるので、注意すること。

②省エネルギー、環境改善効果 (別紙5)

※「省エネルギー、環境改善効果」により、省エネルギー効果、CO2削減効果、NOX削減効果等を算出し、算定根拠も提出すること。

(10) 事業実施に関連する事項

①他の助成金との関係

(注) 当該事業と直接的あるいは間接的に関係する他の助成金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。

②許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項

(注1) 事業実施に当たって許認可(届出)、権利使用(又は取得等)の必要なものについては、その取得についての状況、見通し等を記載すること。

(注2) その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

③設備の保守計画

(注) 設備の保守に関する実施内容、体制その他計画の概要を記載すること。

(11) 新エネルギー等設備の導入に関する計画

①将来の新エネルギー等設備導入計画について

(注) 今回の申請も含め、予定している新エネルギー等設備導入計画(新エネルギー等の種別、年度、計画達成期限、導入量(設備容量(kW、GJ/h等))、年間省エネルギー量(原油換算kl))について、記載すること。

②過去の新エネルギー等設備導入実績について

(注1) 既に策定済みの新エネルギー等設備導入計画に基づいて過去に新エネルギー等設備導入の実績(新エネルギー等の種別、年度、導入量等)がある場合は、記載すること。

(注2) 記載内容について根拠となる資料(計画書・ビジョン等)がある場合は、添付すること。

別紙1

事業実施予定スケジュール

農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業

項 目	平成○年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
電力協議												
実施設計												
設備購入												
建物本体 建設工事												

(注1) 助成対象外で事業に関係する工事（建屋工事等）がある場合は、その工程も記載すること。

別紙2

事業経費の配分

記載例

(単位：円)

費目	事業に要する経費		助成対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
設計費 (小計)		実施設計 システム設計		実施設計 システム設計		1/2 以内		
設備費 (小計)		太陽電池本体 パワーコンディショナ 架台 接続箱 計測・表示装置 システム保護装置		太陽電池本体 パワーコンディショナ 架台 接続箱 計測・表示装置 システム保護装置	設備能力、形式、面積、長さ、容量等の基本仕様についてそれぞれ記載のこと。			
工事費 (小計)		基礎工事 据付工事 電気工事 配管工事 附帯工事 工事雑費		基礎工事 据付工事 電気工事 配管工事 附帯工事 工事雑費	同上			
その他経費 (小計)		電力工事負担金 (電力会社に支払う費用)		電力工事負担金 (電力会社に支払う費用)	同上			
合計								
消費税								
総計								

(注1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。

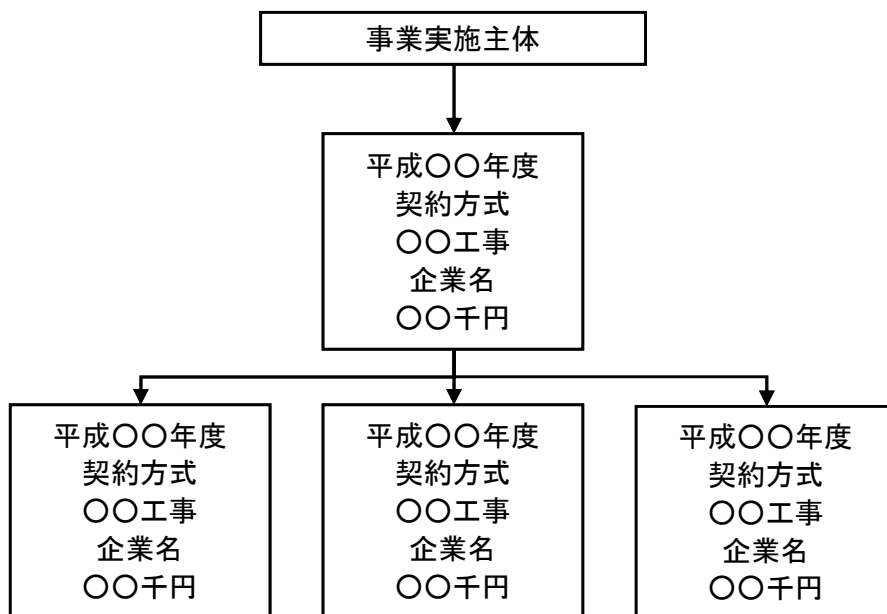
(注2) 金額は契約単位で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考に記入すること。

事業実施体制

1. 事業者名

○○○○○

2. 発注フロー図



(注1) 一括請負契約の場合は、下請業者まで記載すること。

(注2) 契約方式は、「入札」又は「見積合わせ」のいずれかを記載すること。

(機種選定、業者選定等を行う場合は、理由書等を添付すること。)

(注3) 実施体制に未定の部分がある場合は、「未定」と記載すること。

(注4) 発注先が決まっていない場合は、企業名を「未定」と記載すること。

3. 責任体制

(注) 請負業者間に未払、倒産等のトラブルが発生した場合の責任の所在について記載すること。

別紙5

省エネルギー・環境改善効果

- 発電設備： 年間電力負荷 MWh
- 熱設備等： 年間熱負荷 GJ (冷熱 GJ, 温熱 GJ)

	単 位	年間エネルギー消費量		CO2 排出量 (t-CO2/年)	備 考
		[固有値]	[原油換算値]		
従来方式 (太陽光パネル導入前)	燃 料				
	商用電力				
	計				
新エネルギー等 方式 (太陽光パネル導入後)	燃 料				
	商用電力				
	計				
削減効果	削減量				
	削減率				

(注1) 各数値の算出根拠を提出すること。

(注2) 燃料については、名称、使用量の単位を明記すること。

(注3) 原油換算値の算出に当たっては、下記の原油換算係数を用いて算出すること。下記の原油換算係数以外から算出する場合は、燃料の発熱量等根拠資料を添付すること。

【原油換算係数】 灯油：0.95kL/kL、A重油：1.01kL/kL、LPG：1.30kL/t、一般炭：0.69kL/t、
商用電力：0.254kL/MWh、都市ガス：0.0258kL/GJ、軽油：0.99kL/kL、C重油：1.08kL/kL、
LNG：1.41kL/t、ガソリン：0.91kL/kL
都市ガスは熱量換算すること（熱量が不明な場合は 45MJ/m³ を使用してもよい）

(注4) CO₂ 排出量及び削減量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第3条を用いて算出すること。

電力のCO₂ 排出係数については、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年3月経済産業省、環境省令第3号）第10条第2項により、既定の係数を下回る電力会社各社のCO₂ 排出係数が公表されているので、これを用いること。

(参考1) 法律施行令＝<http://law.e-gov.go.jp/htldata/H11/H11SE143.html>

(参考2) 灯油:2.49kgCO₂/L, A重油:2.71kgCO₂/L, LPG : 3.00kgCO₂/kg,
一般炭:2.41kgCO₂/kg, 他人から供給された電気:0.555kgCO₂/kWh,
都市ガス:2.08kgCO₂/m³, 軽油:2.62kgCO₂/L, C重油:2.98kgCO₂/L,
LNG : 2.70kgCO₂/kg, ガソリン : 2.32kgCO₂/kg

(参考3) 電力の排出係数＝<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/>

(注5) CO₂ 以外に NOX、SOX 等の排出量の変化が環境に影響を及ぼす場合は、備考・その他欄にそれぞれの増加量、削減量等を記載し、その算出根拠を添付すること。

別記様式 2（第 2 関係）

番 号
年 月 日

（事業実施主体） 殿

（事業承認者） 印

平成〇年度（バイオマス資源活用促進事業、緑と水の環境技術革命プロジェクト事業、農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業）実施計画の承認について

平成〇年〇月〇日付け〇〇により申請のあった平成〇年度（バイオマス資源活用促進事業、緑と水の環境技術革命プロジェクト事業、農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業）事業実施計画については、農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 総合第 2074 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1 の規定に基づき、承認する。

別記様式3（第3関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

（事業実施主体） 印

平成○年度（バイオマス資源活用促進事業、緑と水の環境技術革命プロジェクト事業、農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業）実績報告書

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき、別添のとおり実績報告書を提出します。

（要領）

実績報告書として、以下の書類を添付すること。

1. 事業実施計画書（承認された計画書から軽微な変更があった場合）
 - （1）承認された実施計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し、添付すること。
 - （2）実施計画の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、実施計画の内容と同様であった。」旨加筆し、計画書の添付は、省略すること。
2. 調査結果に関する詳細な報告書（バイオマス資源活用促進事業、緑と水の環境技術革命プロジェクト事業）
3. 出来高設計書（農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業）
4. 支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し
5. 外部へ委託した場合で、実施計画書提出時にその委託契約書の案を添付したときは、委託契約書の写し

別記様式4（第3関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

（事業実施主体） 印

平成○年度 農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業成果状
況報告書

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第207
4号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき、事業成果状況報告書を提出し
ます。

別 添

項 目	○年度	前年度
発電電力量		
停止時間		
設備利用率		
発電単価		

総合評価

○○○○○・・・・。

別記様式5（第4関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

（事業実施主体） 印

平成○年度 農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業事業
評価報告書

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第207
4号農林水産事務次官依命通知）第8の規定に基づき、別添のとおり事業評価報告書
を提出します。

別 添

1. 発電電力量等

項目	目標 (○年度)	実績 (○年度)
発電電力量		
設備利用率		
建設単価		
発電単価		

【発電電力量等に関する評価】

○○○○○・・・・・・・・。

2. 施設整備

計画 (○年度)	実績 (○年度)

【施設整備の状況に関する評価】

○○○○○・・・・・・・・。

3. 総合評価

○○○○○・・・・・・・・。

別記様式 6 (第 5 関係)

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

(事業実施主体) 印

平成〇年度 農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業収支状況報告書

農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱(平成 22 年 4 月 1 日付け 21 総合第 2074 号農林水産事務次官依命通知) 第 9 の 1 の規定に基づき、事業収支状況報告書を提出します。

(金額：千円)

区 分		平成〇年度	平成〇年度 までの累計
収益	売電価格	①	
	合計	①	
費用	買電価格	②	
	減価償却費	③	
	一般管理費等	④	
	租税公課	⑤	
	その他(支払利子等)	⑥	
		⑦	
	合計(⑧)	②～⑦	
差引利益(⑨)		①－⑧	
収益返納額			

[注]

1. 収益・費用の各区分の金額は、助成事業者の会計事務処理上の区分で最も近縁・類似した区分の金額を記入すること。
2. 説明に必要な資料を適宜添付すること。
3. 千円単位で記入し、百円単位は切り捨てること。
4. 収益返納額の欄は、事業最終年度の収支状況報告書において、累計の差引利益がある場合には、助成金の累計額を限度として、その利益に相当する金額を記入すること。(事業最終年度の収支状況報告書のみ記入)

別記様式7（第7関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者）殿

（事業実施主体） 印

平成○年度（バイオマス資源活用促進事業、緑と水の環境技術革命プロジェクト事業、農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業）交付決定前着手届

バイオマス資源活用促進事業等実施要領（平成22年4月1日付け21環第267号大臣官房環境バイオマス政策課長通知）第7の2の（3）のアの規定に基づき、事業実施計画書に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金等の交付決定前に着手したいので、届出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は、行わないこと。

別 添

事業名	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由